

令和8年1月15日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
山梨森林管理事務所長 片柳 信晴

1 契 約 名 物品の購入（オフィスチェア）
物品の詳細については別紙「仕様書」のとおり

2 納 入 場 所 関東森林管理局 山梨森林管理事務所

3 納 入 期 限 令和8年2月27日（金）

4 見積書等の提出 電子調達システムを用いて見積合わせを実施しますので、下記日時までに見積書を提出してください。
※郵送（持参）及び電子メールによる提出の場合は、下記提出先あてに提出してください。

5 提 出 期 限 等
期 限：令和8年1月30日（金）12時00分まで
提出先：【郵送又は持参】 〒400-0021 山梨県甲府市宮前町7-7
【電子メール】 ks_yamanashi_postmaster@maff.go.jp
担当：山梨森林管理事務所 総務グループ
※郵送等により提出する場合は、封筒の表に「見積書在中」と朱書きのうえ提出してください。
※電子メールにより提出する場合は、見積書へ押印せずに作成したデータをPDFにより送信してください。

6 提 出 書 類

(1) 見積書

提出方法に関わらず、見積合計金額は消費税込みの価格で作成してください。なお、税抜価格と税額の内訳を記載してください。（ただし、電子調達システムへの入力は税抜価格となることにご注意ください。）

(2) 下記7の資格を証明できる書類の写し

電子調達システムにより提出する場合は、内訳書データとして送信してください。
郵送等により提出する場合は、見積書と併せて提出してください。

7 必要な資格 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格（「物品の販売」又は「物品の製造」）を有する者

8 契約締結日 見積合わせの日から7日以内
契約書の作成は省略する（別紙契約条件書のとおり）

9 その他の

- （1）見積書の提出前に、「[オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項](#)」及び「[関東森林管理局署等随意契約見積心得](#)」をご確認ください。
- （2）見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみなします。
- （3）仕様書の物品のうち、例示品と同等の品質、規格を満たす物品で見積りする場合は、令和8年1月28日（水）12:00までに、担当者に了承を得てください。

仕 様 書

番号	品名	例示品 規格・品質	数量	種別
1	オフィスチェア	【サンワサプライ】高機能ハイバックオフィスチェア 品番：SNC-T160BK 外寸W690,D680,H1005~1140mm程度、座面W500,D500,H445~515mm程度、背もたれH575mm程度、布張り、モールドウレタン、ガス圧リフト、ロッキング機能、背もたれ角度固定、背もたれ上下・座面前後調整 ※搬入運搬・組立設置作業込み（組立作業場所有） 既存品（6台）廃棄処分込み	6台	2

※種別 1 規格・品質欄の規格品
2 規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は、契約物品を納入したときはその旨を甲に通知して甲又は甲の命じた職員の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
- 3 甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 4 検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 5 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、納入期限の前日までに、その事由を明らかにした書面により、納入期限の延長を甲に申し出るものとする。
- 6 乙は乙の責に帰する理由により、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 7 乙は、物品の引渡しを完了したときは、甲に売買代金の支払を請求することができる。
- 8 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙へ返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数はこれを約定期間に算入しないものとする。
- 9 甲の責に帰する理由により約定期間を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 10 納品された契約物品が契約の内容に適合しない場合は、甲は乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 11 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 12 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 13 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。